

VI 母子保健行政の体系とあゆみ

1. 戦後沖縄県の母子保健行政のあゆみ

戦後、沖縄県の母子保健対策は、琉球政府時代の昭和 26 年に保健所法が立法交付されたことによって、妊産婦、乳幼児の保健指導が保健所業務として制度化されたことに始まり、同じく琉球政府立法第 61 号で制定された児童福祉法の公布(昭和 28 年)によって「児童の健全な出生と育成を図る」見地から妊産婦保健指導の重要性がうたわれ、妊産婦・乳幼児を対象に一環とした現在の母子保健行政の原形が確立された。

しかし、同法による母子保健対策の実施はかなり遅れ、昭和 35 年になって母子手帳の様式制定がなされ、翌昭和 36 年からようやく妊娠を届出た妊婦に対し母子手帳の交付が行われるようになった。また、昭和 37 年から保健所に 2,500 g 以下の低体重児(平成 7 年からは母子保健法の改正により「低体重児」は 2,500 g 未満となった)が届けられるようになり、未熟児訪問指導の強化が図られた。

昭和 39 年度厚生局予防課(保健婦係)の所掌事務に母性及び乳幼児の保健指導に関する事項が加わり、昭和 40 年度初めて母子保健事業に予算が計上され(当初 2,349 ドル)母子保健対策の強化が図られ、昭和 41 年、三歳児の健康診査が保健所で実施されるようになった。

また、昭和 42 年未熟児の養育医療給付が制度化、翌昭和 43 年度から実施された(当初 4 件の給付)。

昭和 40 年に我が国では母子保健法が制定されたが、全国に遅れること 4 年、昭和 44 年に母子保健法が立法公布され、翌昭和 45 年に施行、それまで児童福祉法により規定実施されてきた妊産婦・乳幼児の保健対策が母子保健法に包含、広く母性と乳幼児を対象に母子の一貫した総合的な母子保健対策の推進が図られることになり、母子保健法による事務は予防課が所轄することとなった。昭和 46 年、母子栄養強化学業による低所得世帯の妊産婦、乳幼児へのミルクの無償支給、助産師による新生児の訪問指導等昭和 47 年 5 月本土復帰と同時に現行の母子保健法が適用され、フェニールケトン尿症や神経芽細胞腫検査等の各種検査及び市町村においては、地域の実情に応じた各種母子保健事業を選択して効果的・効率的に実施することとなったが、神経芽細胞腫検査については、平成 16 年度に休止された。

平成 6 年、地域保健や母子保健対策の枠組みを抜本的に見直した母子保健法の改正があり、平成 9 年度から全面施行され、健康づくりの基本となる母子保健事業が市町村へ権限委譲された。

また、平成 12 年 11 月に国は 21 世紀の母子保健のビジョンである「健やか親子 21」を公表し、県においても、平成 13 年度に「健やか親子おきなわ 2010」を策定した。平成 17 年度には「健やか親子 21」「健やか親子おきなわ 2010」ともに、第 1 回中間評価を実施し、18 年度には第 1 回中間評価の結果を報告した。

また、この計画は国の母子保健計画「健やか親子 21」の計画期間が 2010 年から 2014 年までに延長したことに加え、沖縄県次世代育成支援計画の後期計画と一体的に推進することが、目標達成に効果的であることから、計画期間を 2014 年まで延長することとした。これに伴い、名称を「健やか親子おきなわ 21」と変更した。国の「健やか親子 21」は平成 21 年度に第 2 回中間評価を実施し、県は平成 22 年度に「健やか親子おきなわ 2010 評価」を実施。評価から見えた課題の改善にむけ、今後もより一層、保健、医療、福祉、教育、産業等関係機関と連携しながら地域の特性に即した母子保健施策を推進する。

2. 戦後の主な母子保健施策

| 年 | 国 | 沖 縄 | 備 考 |
|--|---|--|---|
| 1947年(昭和22) 1948年(昭和23) 1950年(昭和25) 1951年(昭和26) | 厚生省に児童局新設(母子衛生課を置く) 児童福祉法公布 児童福祉法施行 保健所における妊産婦・乳幼児の保健指導・身体障害児の療育指導 | | 12月 中部保健所設置(S31 コザに改称) 1月 北部保健所新設(S27 名護に改称) 4月 琉球臨時中央政府設立(立法第3号) 6月 南部保健所設置(S28 那覇に改称) 8月 八重山保健所設置 |
| 1952年(昭和27) | | 琉球臨時中央政府に厚生局設置 (1.22 立法第5号) 保健所法公布(8.25 立法第23号) 保健所における母性及び乳幼児の保健指導はじまる | 4月 1日 琉球政府創立 宮古保健所設置 衛生研究所設置 |
| 1953年(昭和28) | | 児童福祉法公布(10.19 立法第61号) | |
| 1954年(昭和29) | 育成医療 | 児童福祉法施行規則(5.20 規則第34号) 母子手帳の様式制度(9.14 告示8号) | |

| | | | |
|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 1956年(昭和31) | | 優性保護法公布(8.31 立法第42号) | 同月琉球列島米国民政府により同法廃止、 復帰まで施行なし |
| 1957年(昭和32) | | 保健所法施行規則(9.21 規則第) | |
| 1958年(昭和33) | 未熟児養育医療と保健指導 母子保健センターの設置 | | |
| 1959年(昭和34) | | 児童福祉法一部改正(8.28 立法第16号) 育成医療給付制度発足 | |
| 1960年(昭和35) | | 母子手帳の様式制度 (10.29 告示277号、告示85号廃止) | |
| 1961年(昭和36) | 新生児訪問指導 三歳児健康診査 | 母子手帳の活用始まる | |
| 1963年(昭和38) | 妊娠中毒症医療援助と保健指導 | | |
| 1965年(昭和40) | 母子保健法公布 母子栄養強化対策 | 児童福祉法一部改正により妊産婦・乳幼児の保健指導開始 | 母子保健事業予算計上(2,349ドル) |
| 1966年(昭和41) | 母子保健法施行 | 三歳児健康診査の開始 | 2月(財)沖縄家族計画協会設立 第1回家族計画受胎調節実施指導員養成 死産届出法(12.26 立法146号) |

| 年 | 国 | 沖 縄 | 備 考 |
|-------------|--|--|---|
| 1967年(昭和42) | | 養育医療給付制度制定 (6.24 告示第246号) 第1回沖縄県母子保健家族計画大会 | 第2回家族計画受胎調節実施指導員養成 |
| 1968年(昭和43) | 母子保健推進員制度 先天性内臓障害を育成医療の対象 に拡大 妊産婦糖尿病医療援助と保健指導 先天性代謝異常医療援助 | 養育医療給付制度実施 心臓疾患児に対する法外育成医療給付要 綱制定(8.20 告示309号) 死産届出施行規則(2.20 規則第41号) | 事務担当児童家庭課 2.29 心臓疾患児本土送り出し開始 (第1陣3人出発) |
| 1969年(昭和44) | 妊産婦健康診査の公費負担制度 乳幼児の精密健康診査制度 | 母子保健法公布(10.13 立法第168号) 貧血の妊産婦に対しピタミン剤を無料支 給 | 日本政府援助、風疹障害児健診 (1.30～2.16) |
| 1970年(昭和45) | 妊婦・乳幼児健康診査の拡充 母子保健推進会議(民間団体)の 設置 | 母子保健法施行 | 未熟児養育医療予防課へ事務移管 |
| 1971年(昭和46) | 心身障害の発生予防に関する総合 的研究 小児がん治療研究(医療費の公費 負担) 母子保健体操の普及指導 昭和46年度乳幼児身体発育調査 | 新生児の訪問指導 母性保護普及指導 母子栄養強化指導 フェニエールケトン尿症検査マスクリーニ ング開始 昭和46年度乳幼児身体発育調査 | 昭和46、47年復帰までの栄養強化事業は琉 球政府が調整粉乳を購入し、市町村を通し て支給 |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 1972年(昭和47) | 慢性腎炎・ネフローゼ治療研究 見ぜんそく治療研究 育成医療に後天性心疾患および腎不全のとりいれP C B、農薬による母乳汚染疫学調査研究乳児健康診査の公費負担制度 | 本土復帰に伴い母子保健法等各法が本土適用となる (5.15) 小児がん治療研究事業開始(10.1) 母子保健推進員設置(6市町村101人) | 3月 中央保健所設置 4月 予防課に母子成人係を設置 5月 沖繩家族計画協会は(財)沖繩県予防医学協会と合併 |
| 1973年(昭和48) | 妊婦、乳児の健康診査の所得制限撤廃 母子保健地域組織育成 | 公費による乳児妊婦一般健康診査開始 小児慢性腎炎、ネフローゼ、喘息等の医療支援事業 妊婦中毒症等療養援護事業 | 7.28 沖繩県小児保健協会設立 |
| 1974年(昭和49) | 小児慢性特定疾患治療研究事業 | 小児慢性特定疾患治療研究事業実施 | 4月 母子栄養係に改称 7月 厚生省技術援助宮古地区母子一斉健康診査開始 第4回家族計画受胎調節実施指導員養成 |
| 1975年(昭和50) | 母子健康・健全育成住民会議 | | 育成医療給付事務予防課移管(4.1) (財)沖繩県予防医学協会へ補助金交付開始 8月 厚生省技術援助八重山地区母子一斉健康診査開始 10月 仲里村母子健康センター設置 |
| 1976年(昭和51) | 妊婦乳児等保健相談事業 代謝異常検査技術研修会 | | 4月 母子衛生係に改称 母子保健推進員研修開始 |

| 年 | 国 | 沖 | 備 | 考 |
|-------------|---|--|--|---|
| 1977年(昭和52) | 1歳6か月児健康診査 先天性代謝異常のマスクリーニング検査の実施 家族計画特別相談(遺伝相談)事業への助成 母子保健指導事業の実施と市町村母子保健指導事業のメメニユー化 | 市町村母子保健事業のメメニユー化 先天性代謝異常検査実施(11.1) | 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 | |
| 1978年(昭和53) | 心疾患合併妊娠、産科出血妊産婦貧血に対する医療援助 | 1歳6か月児健康診査事業実施 | 2月 伊良部町母子健康センター設置 8月 県立中部病院NICU開設(20床) 第1回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修開設(40人) | |
| 1979年(昭和54) | 総合母子保健センター整備、新生児に対するクレチン症マスクリーニング検査 妊婦健康診査内容の充実 | | 中央保健所において遺伝相談開始 第1回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(40人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 | |
| 1980年(昭和55) | 母子の緊急医療の充実、先天性代謝異常症に対する特殊ミルク共同安全開発事業 昭和55年度乳幼児身体発育調査 | 先天性甲状腺機能低下症検査実施(5.1) (財)化学及血清療法研究所へ委託 先天性代謝異常検査精度管理委託 (財)日本公衆衛生協会へ委託 昭和55年度乳幼児身体発育調査 | 第3回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(40人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 | |
| 1981年(昭和56) | | 妊婦健康診査結果の電算処理開始 | 第4回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(38人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 3月 沖縄県小児保健協会が社団法人へ移行 | |

| | | | |
|-------------|--------------------------------|---------------------------------------|--|
| 1982年(昭和57) | | | <p>第5回パラメダイカルスタップのための遺 伝相談セミナー(41人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣日 本版デンバン式発達スクリーニング検査研 修(対象・保健婦) 4月 保健婦係と母子衛生係が統合して保 健指導係に改称 第6回パラメダイカルスタップのための遺 伝相談セミナー研修(114人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 日本版デンバン式発達スクリーニング検査 研修 妊産婦体操指導者講習会(66人)</p> |
| 1983年(昭和58) | | | |
| 1984年(昭和59) | 健全母性育成事業実施 神経芽細胞腫検査実施(59.7) | 未熟児・育成医療給付決定が保健所に移 譲(59.4) | 日本版デンバン式発達スクリーニング検査 研修(初回50人、2回目30人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 妊産婦体操指導者講習会(67人) 母と子のよい歯のコンクール開始 育児を考える母親会議実施(石垣市) |
| 1985年(昭和60) | B型肝炎母子感染防止事業の実施 について | 神経芽細胞腫検査(60.1) B型肝炎母子感染防止事業(60.10) | 思春期保健セミナー研修(2人) 東京 遺伝相談セミナー再教育(28人) 日本版デンバン式発達スクリーニング法研 修会(44人) 「市町村母子保健担当者及び母子保健推進 員研修」母子保健家族計画大会 |
| 1986年(昭和61) | | | 思春期保健セミナー研修(5人) 東京 |

| 年 | 国 | 沖 | 備 | 考 |
|-------------|---|--|---|---|
| 1987年(昭和62) | 母子健康手帳改正 1歳6か月児健康診査の強化 (精密健康診査) | 母子健康手帳改正 1歳6か月児健康診査の強化 (精密健康診査) 先天性甲状腺機能低下症検査 県立那覇病院へ委託(4.1) | 九州地区母子保健事業研修会(642人) 日本版デンバー式発達スクリーニング (29人) 思春期保健セミナー研修(4人) 東京 宮古・八重山の子ども達(先島母子一斉健診) 15周年を迎えて(記念誌発行 沖縄県小児 保健協会編集) | |
| 1988年(昭和63) | 先天性代謝異常等検査に先天性副 腎過形成症検査を追加(64.1.1) | 神経芽細胞腫検査に定量検査導入 (64.1.1) 先天性代謝異常等検査に先天性副腎過形 成症検査を追加(64.1.1) | 那覇保健所から南風原町に新築移転、南部 保健所へ改称(63.3) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 思春期保健セミナー研修(4人) 東京 | |
| 1989年(平成元) | | 沖縄県小児慢性特定疾患対策協議会発足 (H1.8.4) | 思春期保健セミナー(コースI) 沖縄県で 開催された者176人(H1.8.25~8.27) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 | |
| 1990年(平成2) | 地域母子保健特別モデル事業の実 施(7.31) 平成2年度乳幼児身体発育調査 (10月) 三歳児健康診査一部改正 視覚検査・聴覚検査導入 | 平成2年度乳幼児身体発育調査(10月) (病院4、保健所5、22地区136人) | 思春期保健セミナー(コースII) 沖縄県で開催、修了者137人(H2.6.22~6.24) | |
| 1991年(平成3) | 市町村母子保健事業整備統合 | A T L ウイルス感染防止対策懇話会発足 (平成3年3月7日) 委員14人 第25回沖縄県母子保健大会開催(今大 会より小児保健協会との共催となり、名 称も沖縄県母子保健大会と改正される 三歳児健康診査に視覚検査導入 | 思春期保健セミナー(コースIII) 開催 修了者67人 乳幼児医療費助成事業について、県議会で 質疑が出た 思春期における保健福祉・体験学習事業が 読谷村で初めて実施された | |

| 年 | 国 | 沖 | 備 | 考 |
|------------|--|--|--|---|
| 1992年(平成4) | アトピー性皮膚炎実態調査母子保健法一部改正 市町村母子保健事業に出生前小児保健指導事業が新規事業として追加される | アトピー性皮膚炎実態調査実施乳児・3歳児(那覇市)、1歳6か月児(豊見城村)第26回沖縄県母子保健大会 平成4年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 先天性代謝異常検査を全項目総合保健協会へ委託 | 市町村から母子健康手帳が交付されることに伴い、(社)沖縄県小児保健協会が母子健康手帳を作成し、各市町村が購入する 遺伝相談カウセンラー(医師)研修派遣 | |
| 1993年(平成5) | | 第2回A T Lウイルス感染防止対策懇話会(平成5年3月2日) | 平成5年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 | |
| 1994年(平成6) | 母子保健法の一部改正(平成6年法律第84号)により、医療施設等の整備や調査研究の推進が追加される | 0歳児を対象に乳幼児医療助成事業を開始、46市町村が実施する。 第28回沖縄県母子保健大会 | 平成6年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 | |
| 1995年(平成7) | 市町村母子保健事業が子どもにやさしい街づくり事業に組み込まれる。 B型肝炎母子感染防止事業の廃止 | 乳幼児医療費助成事業を53全市町村で実施 第29回沖縄県母子保健大会 第3回A T Lウイルス感染防止対策懇話会(平成7年3月28日) | 市町村母子保健事業移譲準備委員会を設置 思春期における保健・福祉保健学習事業が3市1町3村で実施された。 平成7年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 | |
| 1996年(平成8) | 生涯を通じた女性の健康支援事業 周産期医療対策事業 優生保護法の一部改正により名称も「母体保護法」となる。 妊婦健康診査に35歳以上妊婦の超音波検査が追加された 母子保健強化推進特別事業 母子保健法が全面施行される | 第30回沖縄県母子保健大会 第4回A T Lウイルス感染防止対策懇話会(平成8年1月19日) | 平成8年度母子保健家庭計画全国大会が沖縄県で開催された。 市町村母子保健事業事務マニュアル作成 平成8年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 | |

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| <p>1997年(平成9)</p> | <p>子どもの心の健康づくり対策事業 児童環境づくり基盤整備事業 (子どもにやさしい街づくり事業 の組み替え) 長期療養児への療育指導事業 乳幼児突然死症候群実態調査</p> | <p>母子保健法の全面施行 母子保健医療体制整備検討委員会発足 第31回沖縄県母子保健大会 沖縄県母子保健医療実態調査 三才児健康診査実施主体(県→市町村へ)</p> | <p>妊産婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等の実施が市町村に委譲された。 平成9年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</p> |
| <p>1998年(平成10)</p> | <p>母乳中のダイオキシン類に関する調査事業 病棟保育士配置促進モデル事業</p> | <p>沖縄県周産期保健医療協議会発足 第32回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査実施(調査地区那覇市・南風原町)</p> | <p>平成10年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</p> |
| <p>1999年(平成11)</p> | <p>11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定める</p> | <p>第33回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査(調査人員15人) 乳幼児医療費助成事業の年齢制限を1歳から3歳未満児に引き上げる(11.10.1) 厚生省技術援助母子一斉健診終了 乳幼児突然死症候群(SIDS)の普及啓発</p> | <p>4月 健康増進課に改称 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 母子保健強化推進特別事業として八重山保健所で「母子保健システム構築、基盤整備強化事業」中央保健所で「未熟児健全発育支援事業」多良間村で「母子保健ネットワークづくり事業」本庁予防課で「周産期医療検討事業」等が実施された 平成11年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</p> |
| <p>2000年(平成12)</p> | <p>児童虐待防止市町村ネットワーク事業 「健やか親子21」国民運動計策 定休日健診・相談等事業 新生児聴覚検査事業</p> | <p>第34回沖縄県母子保健大会 平成12年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 平成12年度乳幼児身体発育調査 調査対象(病院6、保健所7、18地区261人)</p> | <p>低出生体重児等出生要因調査 沖縄県における周産期保健医療体制の在り方について、沖縄県周産期保健医療協議会から知事へ提言される 母子保健強化推進特別事業として、北部保健所が「ゆったりゆとり」のふれあい育児支援事業」実施</p> |

| 年 | 国 | 沖 | 繩 | 考 |
|-------------|--------------------------------------|---|---|--|
| 2000年(平成12) | | | | 母子保健強化推進特別事業として、本庁及び石川保健所で「子どもの事故防止事業実施」「多面的な子どもの事故調査報告書」作成 竹富町が「ばいぬ島ゆいさークル育成事業」実施 「保健師助産師看護師法」が改正 |
| 2001年(平成13) | 先天性代謝異常検査の一般財源化 乳幼児健診における育児支援強化事業 | 第36回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」策定 | 第36回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・推進専門部会設置 中部病院を総合周産期母子医療センターに指定 | 保健婦・保健士が「保健師」に統一 市町村合併(仲里村、具志川村から久米島町へ) |
| 2002年(平成14) | 遺伝相談モデル事業の廃止 | | | 平成15年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 |
| 2003年(平成15) | 食育等推進事業 育児等健康支援事業要綱改正 | 第37回沖縄県母子保健大会 不妊専門相談センター開設準備 沖縄県母子保健推進員連絡協議会準備委員会発足 10月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正(対象年齢を入院は4歳児まで、通院は2歳児までに拡大) | | 平成16年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 沖縄県母子保健推進員連絡協議会設立総会 母子保健強化推進特別事業において「若年妊婦支援マニキュアル」作成 |
| 2004年(平成16) | 特定不妊治療費助成事業 | 第38回沖縄県母子保健大会 周産期医療協議会開催 不妊専門相談センターの開設 沖縄県母子保健推進員連絡協議会発足 神経芽細胞腫検査休止 | | |

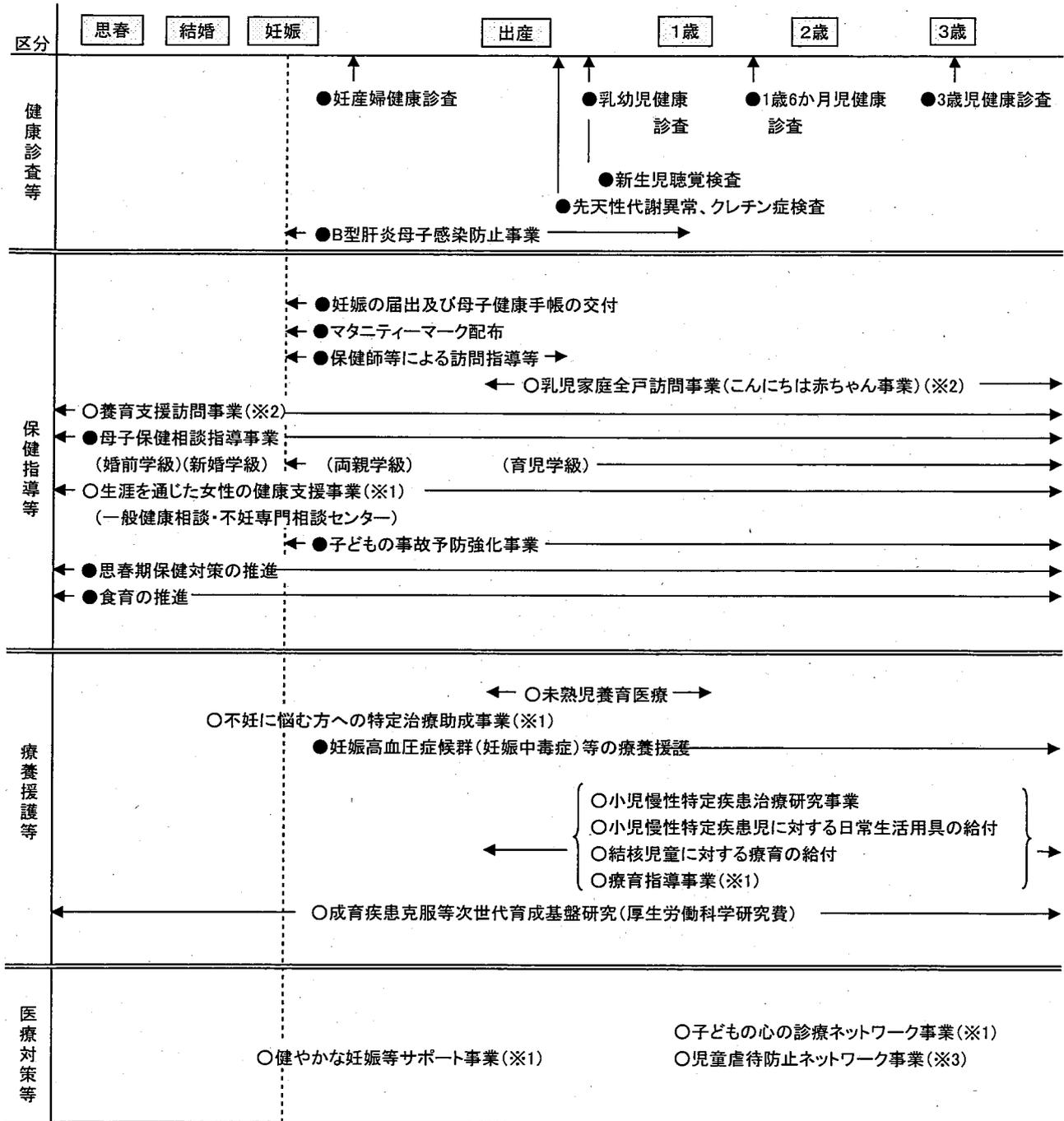
| | | | |
|-------------|---|--|---|
| 2005年(平成17) | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進 | 第39回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会開催(中間評価の実施)特定不妊治療費助成事業開始マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進 | 平成17年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「児童虐待予防に視点をのいた乳幼児健康診査マニュアル」作成 市町村合併(石川市、具志川市、与那城町、勝連町からうるま市へ) (平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町から宮古島市へ) |
| 2006年(平成18) | 新しい少子化対策について (H18.6.20少子化社会対策会議決定) 「健やか親子21」中間評価の結果報告 「授乳・離乳支援ガイド」の策定 | 第40回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会・研修会開催(中間評価の結果報告) 県立南部医療センター・子ども医療センター開院及び総合周産期母子医療センターの指定 特定不妊治療助成事業の助成期間の延長(2年→5年) | 平成18年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「妊婦健康管理について」調査、報告書作成 沖縄県母子保健推進員リナーダ一研修会による母子保健推進員(東風平町、具志頭村から八重瀬町へ) (玉城村、知念村、左敷町、大里村から南城市へ) |
| 2007年(平成19) | 1月 妊婦健診拡充に関する通知 雇児母発第0116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」 | 第41回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会 10月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正(対象年齢を入院は就学前児まで、通院は3歳児までに拡大) | 平成19年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業「乳幼児事故防止対策事業」調査、報告書作成 |
| 2008年(平成20) | 公費による妊婦健康診査を2回から5回に拡充(市町村への地方交付税) 2月「妊婦健康診査臨時特例交付金」創設 (平成22年までの間、公費による妊婦健診5回から14回に拡充) | 4月から41全市町村において、公費による妊婦健康診査5回実施 (一部の市町村で、2,000円自己負担) 2月「沖縄県妊婦健康診査対策基金条例」創設(平成22年度までの時限改定) 公費負担5回から14回 | 4月 組織改編(母子保健班は「国保・健康増進課」に配置) |

| 年 | 国 | 沖 縄 | 備 考 |
|-------------|--|---|---|
| 2009年(平成21) | <p>公費による妊婦健康診査を5回から14回に拡充。</p> <p>国庫補助(1/2)、地方財政措置(1/2)</p> <p>特定不妊治療費助成事業について、平成21年度補正予算において、助成金額を「1回当たり10万円まで」を「1回当たり15万円まで」に拡充。</p> <p>「健やか親子21」第2回中間評価を実施し、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画と一体的に推進するため、計画期間を2014年までの4年間延長。</p> <p>乳幼児身体発育調査の実施。</p> <p>総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。</p> | <p>平成21年4月から全市町村において、14回の公費健診が実施。「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル(市町村版)」を作成。</p> <p>特定不妊治療費助成事業について、助成金額を「1回当たり10万円まで」を「1回当たり15万円まで」に拡充。</p> <p>「健やか親子おきなわ2010」を沖縄県次世代育成支援計画の後期計画策定に伴い、計画期間を2014年までの4年間延長、名称を「健やか親子おきなわ21」に変更。</p> <p>乳幼児身体発育調査の実施。 (県内5カ所の病院、16市町村にて実施)</p> <p>HTLV-1抗体検査における関係機関会議</p> <p>沖縄県の周産期保健医療体制整備計画の策定。沖縄県周産期保健医療体制整備検討委員会を設置。</p> | <p>乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)平成21年4月より法定化・努力義務化(県所管課青少年・児童家庭課、実施主体市町村)</p> |
| 2010年(平成22) | | | |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>2011年(平成23)</p> | <p>公費による妊婦健康診査を14回実施するため、基金を積み増し、公費助成を継続。 国庫補助(1/2)、地方財政措置(1/2)</p> | <p>「健やか親子おきおきなわ2010評価」を実施。 「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル(医療機関版)」を作成。 妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査を全市町村で実施。 「HTLV-1母子感染対策協議会」設置</p> |
| <p>2012年(平成24)</p> | <p>特定不妊治療、初年度年3回まで、通算5年、最大10回を限度に助成。 母子健康手帳の改正 妊娠期からの子ども虐待予防の推進</p> | <p>特定不妊治療、初年度年3回まで、通算5年、最大10回を限度に助成。 3月 妊婦健康診査支援基金事業の終了。 10月 沖縄県こども医療費助成事業(乳幼児から改称)補助金交付要綱の改正。 (入院を中学卒業児まで拡大)</p> |
| <p>2013年(平成25)</p> | <p>「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、検討会を開催。対象年齢を43歳未満とする等の見直しの方向性が示された。(全面実施は平成28年度から)</p> | <p>4月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」に基づき、未熟児養育医療及び育成医療の事務の一部が市町村へ移譲。</p> |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>小児慢性特定疾患治療研究事業において支援の在り方を検討する専門委員会により、平成25年12月に報告がまとめられた。</p> <p>「健やか親子21」最終評価報告書を平成25年11月にとりまとめられた。</p> | <p>11月 こども医療費助成制度において、うるま市を皮切りに県内市町村において自動償還方式が導入され始めた。</p> | |
|--|---|---|--|

3. 国における母子保健対策の体系と概要



○国庫補助事業 ●一般財源による事業

※1 母子保健医療対策等総合支援事業

※2 安心こども基金による事業

※3 児童虐待・DV対策等総合支援事業

(注) 妊婦健康診査については、平成25年度以降、地方財源を確保し普通交付税措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行。

資料:わが国の母子保健—平成25年—

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

| 区分 | 事業名 (実施者等) | 事業内容 | 実施主体 | 創設年度 | 国・H25年度(H24年度) | 県・H25年度(H24年度) | 根拠法令 (補助率) | 所得 制限等 | 備考 |
|-----------------------|-----------------|--|-------------|--------|----------------|------------------|---------------|-----------|---|
| | | | | | 予算額 百万円 | 予算額 千円 | | | |
| 保 健 指 導 等 | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | 不妊専門相談センターにおける専門相談や女性の生涯を通じた健康管理のための健康教育・相談事業を実施するとともに、HTLV-I 母子感染予防対策を実施する。 | 都道府県指定都市中核市 | 平成8年度 | ※1 | (2,659) 2,394 | 1/2 | — | H17' 統合補助金化 H23' HTLV-1母子感染予防対策を追加 H24' 不育症専門相談を追加 |
| | 育児等健康支援事業 | 1 地域活動事業 2 母子栄養管理事業 3 乳幼児の育成指導事業 4 出産前小児保健指導事業 5 出産前後ケア事業 6 健全母性育成事業 7 休日健診・相談等事業 8 乳幼児健診における育児支援強化事業 9 虐待・いじめ対策事業 10 児童虐待防止市町村ネットワーク事業 11 ふれあい食体験事業 | 市町村 | 平成7年度 | — | — | — | — | H15' 子どもの心の健康づくり事業を統合 H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置 |
| | 食育の推進 | 子どもの健やかな食生活を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を支援する。 | 市町村 | 平成15年度 | — | — | — | — | H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置 |
| | 子どもの事故予防強化事業 | 子どもの事故の予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。 | 市町村 | 平成22年度 | — | — | — | — | H22' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置 |

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成25年度予算額・()内は平成24年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(9,229百万円)に一括計上

※2 児童虐待・DV対策等総合支援事業(3,652百万円)に一括計上

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

| 区分 | 事業名 (実施者等) | 事業内容 | 実施主体 | 創設年度 | 国・H25年度(H24年度) | 県・H25年度(H24年度) | 根拠法令 (補助率) | 所得 制限等 | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|---|-----------------|--------|--------------------|----------------------|---|-----------|---|
| | | | | | 予算額 百万円 | 予算額 千円 | | | |
| 療 養 援 護 等 | 未熟児養育 医療 | 身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付。 | 市町村 | 昭和33年度 | (3,385) 3,470 | (149,341) 50,322 | 法第20条 (1/2) H25から 国1/2 県1/4 市町村1/4 | 徴収 | 平成25年4月より市町村へ権限移譲 |
| | 小児慢性特定疾患治療 研究事業 | 小児がん等小児慢性特定疾患に罹患している児童に対し、治療の普及促進を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減。 | 都道府県指定都市 中核市 | 昭和49年度 | (12,950) 12,950 | (674,532) 542,853 | 児第21条 の5 (1/2) | 徴収 | 児童福祉法 H17'に基づく法律 補助 |
| | 小児慢性特定疾患児日常生活用具 給付事業 | 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、必要な日常生活用具を給付する。 | 市町村 | 平成16年度 | (46) 46 | (2,590) 2,099 | (1/2) | 徴収 | 平成17年4月施行 |
| | 結核児童療 育事業 | 長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付。 | 都道府県指定都市 中核市 | 昭和34年度 | (3) 3 | - | 児第20条 (1/2) | 徴収 | |
| | 結核児童日 用品等事業 | 長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付に併せて日用品等の支給。 | 都道府県政令市 特別区 | 昭和33年度 | (1) 1 | - | 法第20条 児第20条 (1/2) | | |
| | 療育指導事 業 | 長期療養児の適切な療育を確保するため、医師等による保健所窓口での相談指導、在宅の児童に対する巡回指導及び養育者に対する相談等を行い、日常生活における健康の保持増進を図る。 | 都道府県政令市 特別区 | 平成9年度 | ※1 | (589) 589 | 児第19条 第2項 (1/3) | - | H16' 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業を追加 (H17年4月施行) H17' 統合補助金化 |
| | 不妊に悩む 方への特定 治療支援事 業 | 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成。 | 都道府県指定都市 中核市 | 平成16年度 | ※1 | (153,465) 175,069 | (1/2) | - | H17' 統合補助金化 沖縄県ではH17年6月に事業実施 |

(注) 1. 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

2. 徴収：徴収基準表に基づく自己負担制度有り

平成24年度予算額・()内は平成23年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(10,510百万円)に一括計上

※2 子育て支援交付金(30,700百万円)に一括計上

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

| 区分 | 事業名 (実施者等) | 事業内容 | 実施主体 | 創設年度 | 国・H25年度(H24年度) | 県・H25年度(H24年度) | 根拠法令 (補助率) | 所得 制限等 | 備考 |
|-----------------------|--|---|--------------------------------|--------|------------------|--------------------|------------------|---|--|
| | | | | | 予算額 百万円 | 予算額 千円 | | | |
| 医療 対 策 等 | 地域周産期 母子医療セン ター運営事業 | 地域周産期母子 医療センターの 運営に必要な経 費を補助。 | 都道府県 その他厚生 労働大臣が認 める者 | 平成8年度 | - | (28,462) 28,476 | (1/3) | - | H17' 統合補助金 化 H21' H21.1月より 所管が厚生 労働省医政 局指導課に 移った。(医療 提供体制推 進事業費補 助金) |
| | 周産期医療 対策事業 | 都道府県におい て妊産婦及び新 生児に対応する 周産期医療シス テムの整備等を行 う。 | 都道府県 | 平成8年度 | - | (730) 739 | (1/3) | - | H17' 統合補助金 化 H21' H21.1月より 所管が厚生 労働省医政 局指導課に 移った。(医療 提供体制推 進事業費補 助金) |
| | 子どもの心の 診療ネット ワーク事業 | 様々な子どもの 心の問題、児童 虐待や発達障害 に対応するため、 都道府県域にお ける拠点病院を 中核とし、各機関 と連携した支援体 制の構築を図る。 | 都道府県 | 平成20年度 | ※1 | - | (1/2) | - | H20' H23' 創設 事業の本格 実施に伴い名 称変更 |
| 健やかな妊 娠等サポート 事業 | 妊婦・胎児のリス クの軽減や早産 児・低体重児等 の出生リスクの低 下を図るため、妊 娠期からの支援 体制の構築を図 るための事業を 実施する。 | 都道府県 | 平成18年度 | ※1 | (4,070) 3,060 | 定額 (10/10) | - | H18 H20 H26 創設 事業内容を拡 充 廃止 妊娠・出産包 括支援モデル 事業へ移行 (実施主体は 市町村) | |
| 健 康 診 査 等 | 1歳6か月児 健康診査 (市町村) | 身体の発育、精 神発達等の標識 が容易に得られ る時点での健康 診査 (一般、精密、 歯科健康診査) | 市町村 | 昭和52年度 | - | - | 法第12条 第1項第1号 | - | S62' 精密健康診 査 H9' 補助金→負担金 H17' 税源移譲 |
| | 3歳児健康診 査(市町村) | 身体発育、精神 発達の面から最 も重要な時期で の総合的な健康 診査 (一般、精密、歯 科健康診査、視 聴覚検査) | 市町村 | 昭和36年度 | - | - | 法第12条2 第1項第2号 | - | S38' 精密健康診 査 H2' 視聴覚検査 H9' 実施主体 都道府県→市町村 H17' 税源移譲 |

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成24年度予算額・()内は平成23年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(10,510百万円)に一括計上

※2 子育て支援交付金(30,700百万円)に一括計上

資料:わが国の母子保健-平成25年-

5. 沖縄県における母子保健関係制度一覧

(表6-2)

| | 制 度 | 制 度 の あ ら ま し | 相 談 窓 口 |
|-----------------------|----------------|--|--------------------------------|
| 妊 娠 し た ら | 妊 娠 の 届 出 | 妊娠したら、速やかに市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を受けるよう努めて下さい。 | 市町村 |
| | 母子（親子）健康手帳の交付 | 妊娠の届出をした者に対して市町村長から母子（親子）健康手帳が交付され妊娠・出産及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。 | 市町村 |
| | 妊婦健康診査 | 母子（親子）健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票（別冊）が交付され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健康診査が受けられます。また、平成23年4月より、すべての市町村でHTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査が公費で受けられるようになりました。 | 市町村 医療機関 助産所 |
| | B型肝炎母子感染防止対策 | B型肝炎の母子感染を防止するために、公費でHBs抗原検査が受けられます。この結果が陽性の場合、生まれた子の検査や予防処置が健康保険適用となります。 | 市町村 医療機関 |
| | 妊婦HIV抗体検査 | 妊婦がHIVに感染している場合、母子感染を起こすおそれがあります。早期発見と赤ちゃんへの感染防止を図ることを目的に、妊婦健康診査の際に公費でHIV抗体検査が受けられます。 | 市町村 医療機関 |
| | 妊婦風疹抗体検査 | 妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、胎児に感染し、先天性風疹症候群のリスクが生じます。風疹抗体価を知る事、抗体が陰性の場合、適切な時期に予防接種を行うことで、先天性風疹症候群の発生を予防することができます。妊娠したら、早い時期に風疹抗体検査を受けましょう。妊婦健康診査の際に公費で検査が受けられます。 | 市町村 医療機関 |
| | 妊産婦の保健指導 | 妊産婦に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。 | 市町村 医療機関 助産所 |
| | 妊娠高血圧症候群等療養援護費 | 妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を所得に応じて支給します。なお、所得制限及び申請期限があります。 | 県保健所 |
| | 入院・助産の制度 | 医療上、必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院分娩ができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院分娩に要する費用の一部又は全部を公費で負担します。 | 福祉保健所 市福祉事務所 |
| | 働く女性のための健康管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠23週まで 4週間に1回 ・妊娠24週から35週まで 2週間に1回 ・妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 (主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう。) 2) 指導事項を守るための措置 妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流産といった症状等に対応する措置 3) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用 4) 産前・産後休業 <ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前 (いずれも女性が請求した場合) ・出産の翌日から8週間 (ただし、本人が請求し、医師が支障ないと認めた場合は6週間) 5) 妊婦の軽易業務転換 6) 妊婦の有害危険業務の就業制限 7) 妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 8) 育児時間 (生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回おのおの少なくとも30分の育児時間を請求可能) | 市町村 医療機関 厚生労働省沖縄労働局雇用均等室 |
| | | 〈男女雇用機会均等法の改正〉 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止 | 厚生労働省沖縄労働局雇用均等室 |

(表6-2)

| | 制 度 | 制 度 の あ ら ま し | 相談窓口 |
|--|------------------------------|---|----------------|
| 赤 ち ゃ ん が 産 ま れ た ら | 出生届 | 出生届は14日以内に行いましょう。 | 市町村 |
| | 低体重児の届出 | 2500g未満の赤ちゃんが産まれたら母子健康手帳に折り込まれている低体重児出生届を速やかに市町村へ届け出ましょう。 | 市町村 |
| | 未熟児養育医療 | 2000g以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。 | 市町村 |
| | 先天性代謝異常等検査 | フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。(検査料は公費負担、採血料は自己負担) | 医療機関 県保健所 |
| | 新生児、未熟児訪問指導 | 生後28日以内の赤ちゃんまたは、小さく生まれた赤ちゃんは、保健師または助産師による訪問指導が受けられます。 ・新生児訪問・未熟児訪問 | 市町村 |
| | こども医療費助成事業 | 健康保険等の規定による医療費の自己負担金を支払った場合に、市町村に申請することで助成を受けることが出来ます。なお、対象年齢や所得制限の有無等の助成要件は市町村ごとに異なります。 | 市町村 |
| | 乳幼児の保健指導 | 乳幼児の保護者に対して育児に関する保健指導を行います。 | 市町村 医療機関 |
| | 乳児健康診査 | 乳児期は発育・発達の大変な時期であり、少なくとも生後3～6か月に1回、9～11か月に1回の健康診査により心身の異常の早期発見や適切な相談・指導を行います。 | 市町村 |
| | 1歳6か月児健康診査 | 満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 | 市町村 |
| | 3歳児健康診査 | 満3歳を超え、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康保持増進を図ります。 | 市町村 |
| | う蝕予防事業 (フッ化物塗布) | 障害等を持つ乳幼児と保護者に対して、歯科相談を実施しています。(保健所) 乳幼児のむし歯予防のために、乳幼児健診等で歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しています。(市町村 ※一部市町村を除く) | 県保健所 市町村 |
| | 小児慢性特定疾患治療研究事業 | 18歳未満の患児に対し、以下の疾患群について対象基準を満たした場合、医療費を公費で負担します。(所得に応じて、一部自己負担金があります。) なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長することができます。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液・免疫疾患 ⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患 | 県保健所 那覇市保健所 |
| | 自立支援医療 (育成医療) | 身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童(いずれも18歳未満)であって、短期間の治療で確実な効果が期待できる場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて一部自己負担金があります。 障害区分:①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る)⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害 | 市町村 |
| | こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業) | 生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげる。 | 市町村 |
| 乳幼児の保健指導 | 乳幼児の保護者に対して、育児に関する保健指導を行います。 | 市町村 医療機関 | |

(表6-2)

| | 制 度 | 制 度 の あ ら ま し | 相 談 窓 口 |
|-------------|-------------|--|------------|
| そ の 他 | 不妊相談 | 不妊に悩む夫婦を対象に、相談指導及び不妊治療に関する情報の提供を行います。 | 不妊専門相談センター |
| | 女性の健康相談 | 思春期から更年期に至る女性を対象に、妊娠、婦人科疾患、思春期、更年期障害、性感染症等、女性の心身の健康に関する相談指導及び情報の提供を行います。 | 女性健康支援センター |
| | 特定不妊治療費助成事業 | 医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成します。 | 県保健所那覇市保健所 |

6. 母子保健関係法規と制度の関連

| | |
|----------------------------|---|
| 母子保健法 | 母子保健全般 |
| 児童福祉法 | <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設 助産施設 療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業 療育指導 児童福祉施設への入所措置 |
| 次世代育成支援対策推進法 | 行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定 |
| 少子化社会対策基本法 | 母子保健医療体制の充実等 |
| 児童虐待の防止等に関する法律 | 児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務 |
| 障害者基本法 | 障害者の自立と社会参加の促進 |
| 生活保護法 | 出産扶助 |
| 健康保険法、国民健康保険法等 | 出産育児一時金の支給 |
| 児童手当法 | 児童手当の支給 |
| 地域保健法 | 母子保健についての保健所の業務 |
| 戸籍法 | 婚姻届、出生届 |
| 死産の届出に関する規定 | 死産 |
| 母体保護法 | <ul style="list-style-type: none"> 不妊手術 人工妊娠中絶 受胎調節実地指導員 |
| 刑法 | 墮胎ノ罪 |
| 労働基準法 | <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦に係る危険有害業務の就業制限 産前産後の休業 育児時間 |
| 育児・介護休業法 | <ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得 就業しつつ子を養育することを容易にする措置 |
| 男女雇用機会均等法 | 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置 |
| 医療法 | 病院、診療所、助産所 |
| 予防接種法 | 乳幼児の予防接種 |
| 健康増進法 | 健康指導等、特定給食施設等、特別用途表示及び栄養表示基準 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 結核健康診断、結核り患児の医療 |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 精神障害児（者）の医療、社会復帰 |
| 学校保健安全法 | 就学時及び定期健康診断 |

資料：わが国の母子保健—平成25年—

